

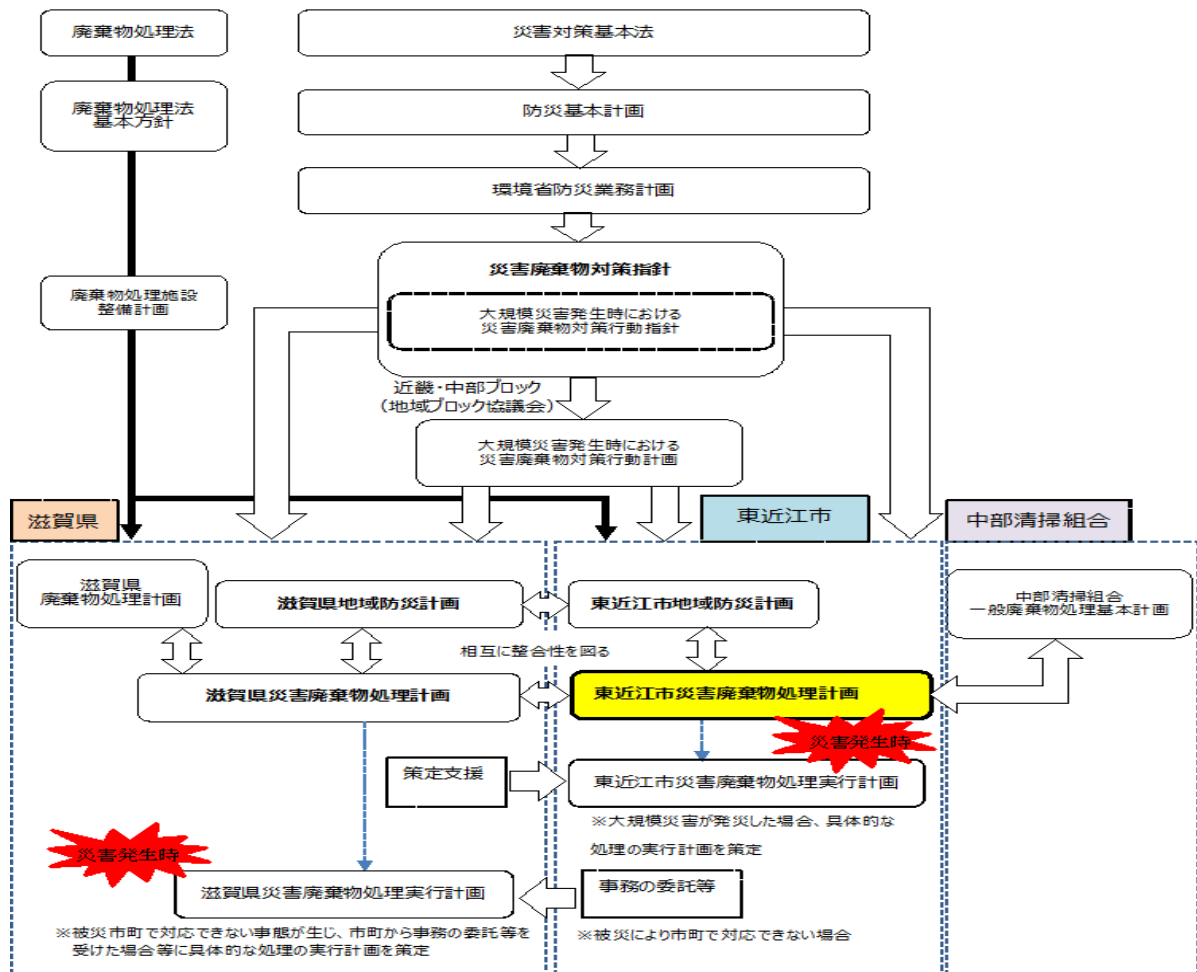
# 東近江市災害廃棄物処理計画 【概要版】

## □計画策定の背景及び目的

- 平成23年3月の東日本大震災や、令和元年10月の台風19号では、発生した膨大な災害廃棄物が被災地の復旧・復興の大きな支障となった。また、近年各地で頻繁に地震、台風や集中豪雨などの災害が発生しており、これらに伴い大量に発生する災害廃棄物処理の迅速な対応と対策が課題となった。
- 本市では、被災により大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を回避するためにも計画的な災害廃棄物処理の必要性と重要性を認識し、計画の策定を検討することとした。そこで、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するとともに、市民の生活環境を確保し速やかに復旧・復興することを目的に「東近江市災害廃棄物処理計画」を策定した。

## □計画の位置づけ

- 国の「災害廃棄物対策指針」や「滋賀県災害廃棄物処理計画」と整合を図りつつ、「東近江市地域防災計画」、「中部清掃組合一般廃棄物処理基本計画」を補完するものである。
- 災害発生時には、具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。



## □対象とする災害

### ○ 地震災害

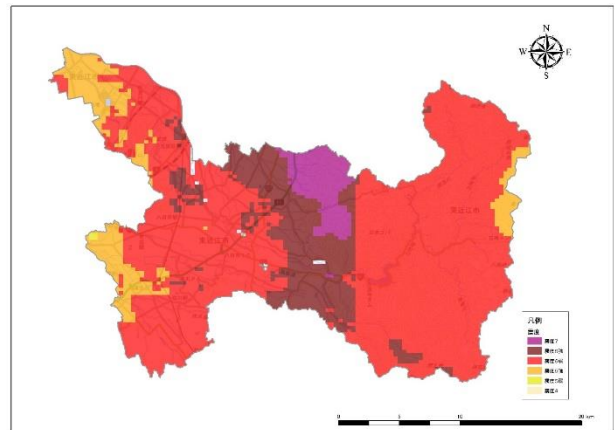
地震動により生ずる直接被害及びこれに伴い発生する液状化、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害

### ○ 風水害その他自然災害

大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害

#### 想定災害：鈴鹿西縁断層帯地震

想定最大震度				7	
被害種別・項目・時期			単位		
建物被害	全壊・全焼棟数		棟	1,434	
	半壊棟数			4,734	
人的被害	死者数	冬 深夜	人	71	
	負傷者数	冬 深夜		1,017	
ライフライン機能支障	電力供給施設	停電口数	地震直後	件	71,191
	上水道施設	断水人口	地震直後	人	68,529
避難者	避難所生活者		1週間後	人	7,928



【想定地震の震度分布】

東近江市地域防災計画より、想定される被害の最大値を抜粋

## □対象とする業務範囲

- 災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の「収集・運搬」、「再資源化」、「中間処理」、「最終処分」とそれに関連する一連の業務とする。

## □組織体制・協力支援体制

- 災害発生時において、膨大な量の災害廃棄物処理が必要な場合、災害廃棄物処理チームを設置し、本市災害対策本部や他部署等と連携して災害廃棄物処理を行う。
- 本市のみでは迅速な災害廃棄物処理の実施が困難な場合、県や他市町村、関係団体、民間事業者等（協定締結事業者を含む）に支援を要請し、連携して対応を行う。

## □住民への啓発・広報、各種相談窓口の設置

- 災害発生時に廃棄物の排出方法や分別排出を徹底するため利用可能な広報媒体を活用し、必要な情報をできる限り迅速に周知する。
- 相談窓口を設置して、住民からの相談内容やその対応方法など情報の共有化を図る。

## □災害廃棄物処理の基本的な考え方

### ○ 計画的かつ迅速な処理

市民の生活環境と安全の確保を確実に図るとともに、いち早く復旧・復興につなげるため、国や県並びに民間事業者等との協働体制を構築した上で、災害廃棄物発生量や被害状況等を的確に把握し計画的かつ迅速な処理を行う。

### ○ 安全作業の確保環境に配慮した処理

大気、振動・騒音、土壌、臭気、水質等周辺環境への影響に十分配慮する。また、作業員の防疫に努めるとともに、便乗ごみの排出や不法投棄、野焼きの防止についても対策を講じる。

### ○ 安全作業の確保

災害時の収集・処理業務等は平常時と異なる事態等の発生が想定されるため、作業の安全を確保するために保護具等必要な備品の手配及び管理、作業対象地区の状況把握及び情報共有、仮置場等運営管理の状況把握、作業員への情報周知を徹底し、作業の安全性の確保を図る。

### ○ 災害廃棄物の再生利用及び減量化

循環型社会形成推進の観点から、災害廃棄物の分別・選別等を徹底し、処理することで、可能な限り再生利用及び減量化を行い、最終処分量の低減を図る。

### ○ 地域協働体制の確立

平常時から本市、市民及び事業者それぞれの役割を認識するとともに、関係を強化する。

## □災害廃棄物発生量及び処理期間

- 鈴鹿西縁断層帯地震の推計発生量 ⇒約 5 9 千トン

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他 (残材)	合計
災害廃棄物発生量 (千トン)	15	22	1	20	59

- 災害廃棄物の処理期間は最大3年で終わることを目標とし、可能な限り早く完了することを目指す。

## □収集運搬

- 災害廃棄物により生活環境に支障をきたさないように、災害発生後は速やかに被災状況を把握し、家庭ごみの委託業者や災害協定締結事業者と連携して収集運搬車両の確保に努め、車両が不足する場合には、近隣自治体や県等へ支援要請を行う。

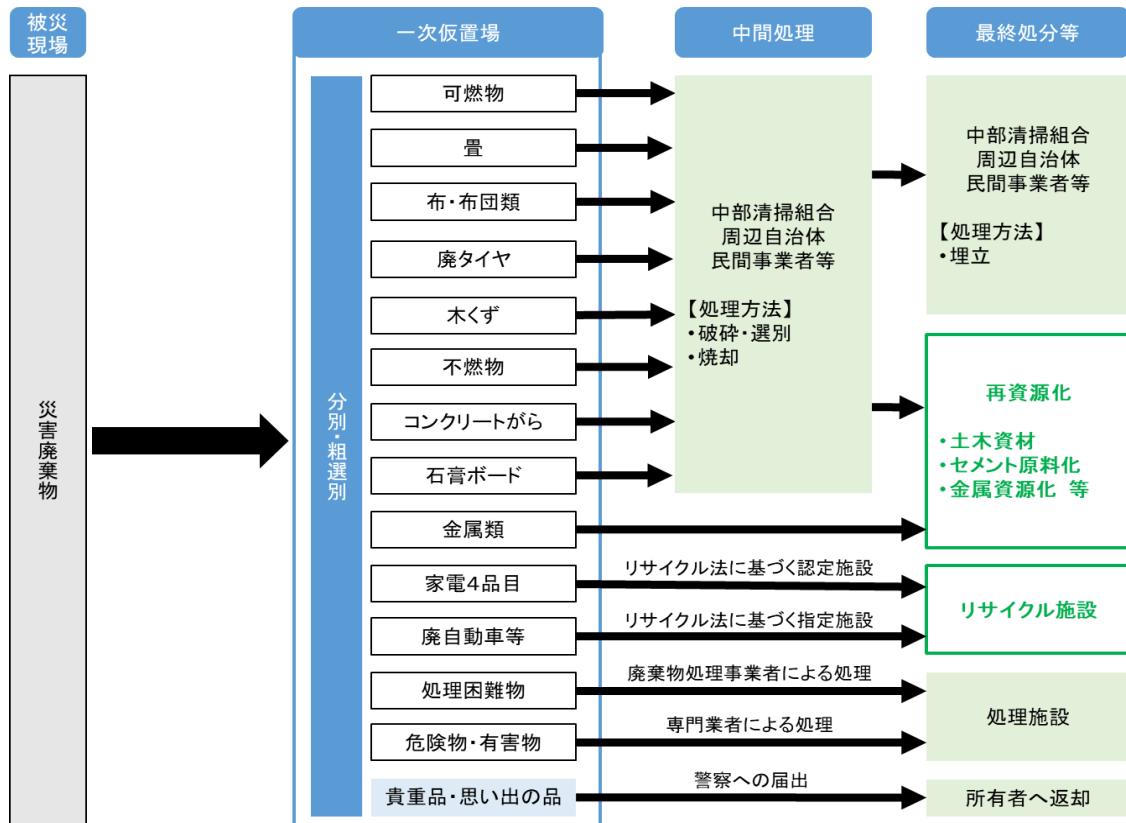
## □仮置場

- 大量に排出される災害廃棄物を適正に処理するため、生活環境や環境保全上支障のない場所で、暫定的に積み置き出来る仮置場を確保する。
- 災害発生時は被災エリアや規模に応じて候補地から選定・開設し、速やかに必要な機材や人員を確保し、周辺環境や安全に十分配慮しながら災害廃棄物の処理・処分を行う。

名称	定義	設置期間
一次 仮置場	処理前の災害廃棄物を一定期間、分別・保管し、処理施設へ搬出する場所	発災後速やかに必要。(発災～3年程度) ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討する。
二次 仮置場	災害廃棄物の破碎・焼却処理等を行うために仮設の中間処理施設を設置する場所	発災から一定期間経過後に必要。 (発生後数箇月～3年程度) ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討する。

## □災害廃棄物処理フロー

- 環境負荷の低減や資源有効活用の観点から、可能な限りリサイクルを促進する。
- 処理フローは下図を基本とするが、被害状況や発生量に基づき、適宜見直しを行う。



## □避難所ごみ・生活ごみ

- 避難所ごみを含む生活ごみは、原則仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- 災害発生時には、避難所の設置数・場所に基づき、速やかに収集運搬・処理体制を構築するとともに、収集運搬・処理能力を超過する場合には、近隣市町村や民間事業者等に支援を要請して迅速な対応を行う。

## □し尿処理

- 避難所や断水・ライフラインの被害により水洗トイレが使用できない在宅避難者のために、被害状況等に応じて仮設トイレ等を設置する。
- 災害発生時には、仮設トイレ設置基数と非水洗化区域のし尿収集人口を踏まえて、し尿収集必要量を把握し、収集体制を構築する。

し尿処理については、八日市布引ライフ組合立衛生センターと連携を密にとり、処理能力を超過する場合は、県を通じて近隣市町等の協力を得て処理を行う。

【鈴鹿西縁断層帯地震発生時のし尿収集必要量】

期間	当日・1日後	1週間後	1箇月後
し尿収集必要量 (リットル/日)	54,608	47,961	15,701